

平成 27 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 27 年 7 月 28 日天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（31 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	森本文隆君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	君
17 番	川崎眞志男君	18 番	君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	小堀田幸一君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	戸谷泰典君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	君
37 番	平岡秀樹君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

3 番	川原昭雄君	8 番	中村三千人君
16 番	川峯正美君	18 番	森岡一正君
36 番	梅田良二君		

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	林泰裕	局長補佐	藤本寿
主幹	瀧本由一	主査	寺澤大介
書記	川中浩一朗		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 41 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 42 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 43 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（林泰裕君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 27 年第 7 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。初めに鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中、また暑い中にご出席いただきましてありがとうございます。台風 12 号も当初心配したよりも、被害がなかったのではないかと安心しておるところでございます。今月の 2 日と 3 日に都市協議会がありまして、私と林局長とで出席して参りました。その中で天草市が今度から権限移譲を受けますことを申し上げましたところ、一度諮問会議に出てみたらどうかとアドバイスをいただきました。諮問会議というのは、ここで協議された案件を熊本県農業会議の常任議員会議で検討することになっており、その会議の通称のことです。先日の会議に出席しましたが、特に意見はありませんでした。1,000 m²以上の案件について、それぞれ担当部署から説明をいただき、意見を出してもらおうという流れです。その中で、現地調査をやはりしっかりしていかなければならんのかなと思っております。上天草市では全農業委員が集まって現地調査をしているということでございますけれども、天草市の場合は広いのでそういうことは無理かなと思っております。ですので、それぞれ個人で現地確認をやっていただいて、その際に周囲の農地への影響とか用排水等をきっちり見ていただきたいをお願い致します。それでは今日もよろしく申し上げます。

○事務局（林泰裕君） ありがとうございます。本日は 5 名の委員から欠席の届出が出ておりますが、総会は成立しております。それでは議事の進行は鶴田会長にお願いします。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、35 番、池田裕之委員、37 番、平岡秀樹委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 40 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。志

柿町の譲受人は志柿町の譲渡人より、志柿町の畑 431 m²を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはオリーブを栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。天草町の譲受人は、城下町の譲渡人より、天草町の田6筆 1,412 m²を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。1番について説明致します。場所は志柿町の志柿公民館付近です。譲渡人に子供がいないということと、譲受人の畑の隣が申請地ということで、農地を買ってくださいという話になったそうです。特に問題ないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。2番について説明致します。譲渡人は現在本渡に住まわれております。高齢で農地まで離れてもおり、機械も持っていないということで、周囲の民家の方から草を刈ってくれとかの苦情がありまして、誰か買ってくれる人はいないかと探すため農地バンクへ登録されていた方でございます。そこで譲受人へ相談をしたところ、売買の話がまとまったということであります。譲受人は、水稻、じゃがいもを作っておられまして、じゃがいもは3町程作っておられる大規模農家で何も問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1番について説明します。南町の申請人は貸駐車場とするため、南町の畑254㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に駐車場として利用しているため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。資料④の1ページをご覧ください。場所は南町に東光寺というお寺がありますが、その近くになります。スクリーンの写真の奥が車庫になっております。3台入る車庫とその奥に2台駐車する計画です。道向かいには現在マンションが建設中であり、そういうところから貸駐車場として利用したいということです。南側が池でして、あとは住宅地でございます。何も問題ないと思えますけれども、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 2番について説明します。五和町の申請人は、農業用倉庫を建築したいため、五和町の畑1筆782㎡の内312㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は農用区域内農地となっております。農用区域内農地は原則許可することができませんが、農業用施設を建設する場合等は許可することができます。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○27番（山本隆久君） 27番、山本です。2番について説明致します。場所は佐伊津の金ヶ丘交差点から天草病院方面に1km程行ったところの畑になります。隣接地の同意も取っており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（川中浩一朗君） 3番について説明します。倉岳町の申請人は太陽光発電施設を設置するため、倉岳町の畑926㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。4条申請の3番を説明致します。地図は6ページ、場所は天草高校倉岳校グラウンド近くでございます。転用目的は太陽光発電施設で、資金計画書、また事業計画書、それに排水計画書も提示してあり何等問題ないかと思えます。隣接する農地は荒廃しているが、同意は取っております。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。天草町の申請人は、個人住宅を建築したいため、天草町の畑1筆532㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に建築してあるため、始末書が添付されております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。4番について説明致します。写真はスクリーンをご覧ください。場所は、下田温泉の源泉のタンクの後ろの方になります。現在はご覧のとおり家が建っておりますので、始末書が添付されております。段々畑の真ん中らへんということで、申請地の横に畑がありますけれど、1段高いところにあり日当たりも特に問題ないかと思われまます。申請者は農地法を熟知しておらず、大変ご迷惑をお掛けしましたということでした。何等问题ありませんので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。天草町の申請人は、クヌギを植林したため、天草町の畑1筆417㎡を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○29番（小堀田幸一君） 29番、小堀田です。5番について説明致します。申請人は現在整備工を営んでおり、農地の管理ができないということで、植林をして管理したいということです。場所は国道389号線から西平というところに行く途中であります。申請地に植林しても周囲になにもないので何等问题ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それではご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君） 引き続き、お手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。5条の説明をする前に資料の訂正をお願いします。資料②の3ページ、2番と7番案件の摘要欄に始末書と記入下さい。申し訳ありませんでした。

それでは1番について説明します。本渡町の譲受人は事務所及び資材置場とするため、本渡町の譲渡人から本渡町の田1,106㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に資材置場等を使用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○1番（鶴田雄士君） 1番、鶴田です。1番について説明致します。場所は川原町の交差点から緑山公園方面に入っていったところになります。譲受人が左官業を営んでおり、資材置場が必要ということでここを求められたとのこと。現在車庫とか事務所、資材置場として使用されておりますので、始末書が添付されております。家の左側にハウスが2、3棟ございましたけれども、ビニールが破れて使用されていないような状況でした。隣接の同意や区長さんの排水同意ももらっておりますので、別に問題ないと思います。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明致しました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 2番について説明します。中村町の譲受人は通路とするため、大分県佐伯市の譲渡人から中村町の畑28㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に通路として利用してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○31番（松原高弘君） 31番、松原です。2番について説明致します。申請人は事務局説明のとおり、贈与により譲り受け通路として利用したいというものです。場所は市庁舎別館の近くです。資料④の13、14ページです。現地の状況は前方スクリーンをご覧ください。写

真のとおり、平成14年頃から通路として利用してありますので始末書が添付してあります。雨水は道路側溝を利用されます。特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。楠浦町の譲受人は、個人住宅を建築したいため、熊本市の譲渡人から、亀場町の畑1筆3,016㎡の内319.56㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。3番について説明致します。場所は亀場町に県道本渡牛深線のバイパスがございます。自動車学校から楠浦の方に伸びた道路沿いがございます。全体で3,016㎡の内319.56㎡を楠浦町在住の譲受人が現在実家住まいですが、子供も中学生になり便利の良い亀川に家を作りたいという申請でございます。この水田は数年前に届け出をして土を入れ、畑としてみかんの苗木辺りを栽培していたところでございます。建築にあたって盛り土も切り土もありません。そして県道より進入路を入れられまして木造2階建て1棟を建てられ、残地に車2台分の駐車場とする計画です。給水は天草市の上水道を利用し、汚水は公共下水道を利用されます。雨水は既設の側溝へ流します。隣接の同意書、区長の排水同意書ともに添付してあります。問題ないと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 4番について説明します。亀場の譲受人は太陽光発電施設を設置するため、亀場の譲渡人から亀場町の田3,887㎡、畑223㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○12番（山本友保君） 12番、山本です。4番について説明致します。場所は国道266号線にある洋服の青山の北側に少し行ったところになります。昨年の秋に農業振興地域の農用地から除外申請されたところがございます。亀場町在住の申請人は太陽光発電施設を作りたいということで今回の申請をされました。水田と畑を合わせまして4,110㎡ですが、近年猪の急激な増加により農作物の作付けが非常に難しくなりましたので、太陽光発電施設に変更したいということです。かなり大規模でございますけれども、既に天草市の建設総務課に開発行為の届けは協議済みですし、経済産業省の認定や九州電力の契約ともに以前にされています。隣接同意書と区長の排水同意書も添付してあります。よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 5番について説明します。小松原町の譲受人は通路とするため、下浦町の譲渡人から下浦町の田700㎡のうち82.74㎡を交換により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、土地改良事業で換地してある農地のため農地区分は第1種農地となります。第1種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画に定められた用途に供する行為であり、許可することができることとなっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。5番について説明致します。場所は本渡東中学校

の南側に位置します。事務局から説明がありましたとおり、土地改良する時にここは非農用地として計画されており、土地改良区からも転用しても差し支えないという意見書も添付されております。スクリーンの先に土地が見えていますが、その土地に行くためにどうしても通路が必要ということです。地主の土地と自分の土地を交換して今度道を作るよう申請があったわけです。現場を見に行きましたが、はっきり言って周囲は住宅です。何も問題ないと思いますけれども、ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。大阪府の譲受人は、駐車場などとして宅地拡張したいため、五和町の譲渡人から、五和町の畑1筆283㎡を売買により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○6番（森本文隆君） 6番、森本です。6番について説明致します。場所は五和町二江地区と芥北町の境付近になります。国道324号線より少し南に入ったところになります。譲受人は大阪府在住になっておりますが、家族の方が申請地隣に住んでおられます。申請地はかなり昔から耕作されていない農地です。前のスライドのとおり、北側の市道は2m程高くなっております。進入は北側からしかできなくなっております。それで駐車場と残地を庭として使用したいということでありました。隣接所有者の同意書と区長さんの排水同意書もっておりますので、何も問題ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に7番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 7番について説明します。浜崎町の譲受人は個人住宅兼店舗を建設するため、志柿町の譲渡人から志柿町の畑924㎡のうち264.48㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、既に造成してありますので始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。7番について説明致します。場所は知ヶ崎住宅付近です。この付近については何度も説明しましたが、瀬戸海峡掘削事業の廃土で埋めて作ったところ。周りは全部住宅です。始末書が出ていますけれども、畑にしていたら周囲の人から草が栄えてどもこもならんということで土を持ってきて埋められたそうです。市の上下水道も完備されていますので、何も問題ないと思います。審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に8番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（川中浩一朗君） 8番について説明します。志柿町の譲受人は個人住宅を建設するため、熊本市の譲渡人から志柿町の畑543㎡のうち171.9㎡を売買により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。8番について説明致します。場所は7番案件から30mも離れておりません。同じ地域でございます。先程説明しましたように周囲は全部宅地です。市の上下水道も完備されていますし、区長の排水同意書もついております。周りは宅地のみなので、隣接同意はありません。何も問題ないと思います。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第43号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 議第43号について説明します。資料②の5ページからご説明致します。利用権の新規設定の計画が13件、再設定の計画が2件、転賃の計画が6件、合計で21件、総面積は70,965㎡となっております。また、農地利用集積円滑化団体・あまくさ農業協同組合における転賃分が6件でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、10ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」全て満たしております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま事務局から説明がありました。各担当委員からの補足説明はありませんか。

(ありませんの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それでは、ただいま説明がありました利用権設定21件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程6、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局(瀧本由一君) 報告事項につきましては、農地利用・形状変更届が本渡町1件、盛り土をして田から畑へ変更したいというものでした。第4条、第5条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成27年天草市農業委員会第7回総会を閉会致します。

午後2時40分

閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 世田裕之

署名委員 平岡秀樹